

聖籠町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

#### 聖籠町規則第14号

聖籠町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
聖籠町職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年聖籠町規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第16条の4第2項」を「第16条の4第3項第1号」に、「（平成3年規則第15号）」を「（平成3年聖籠町規則第15号。第3条において「管理職手当規則」という。）」に改め、同条第2項中「第16条の4第2項ただし書」を「第16条の4第3項第1号」に改める。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。  
第3条 条例第16条の4第3項第2号の規則で定める額は、同条第1項に規定する職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 1種 5,000円
- (2) 2種 3,500円
- (3) 3種 6,000円

2 条例第16条の4第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。